

みんなでささえる 国保会計



～セルフメディケーションとOTC医薬品の普及について～

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。特定健診などで自分の体の状態を定期的に把握することや、軽い体調不良には市販薬（OTC医薬品）を活用して自分自身の健康維持や病気の予防・治療にあたることもセルフメディケーションのひとつです。

～セルフメディケーション税制について～

健康の維持増進および疾病の予防として一定の取組（※1）を行っている方が、スイッチOTC医薬品（※2）を年間12,000円以上購入した場合に、セルフメディケーション税制の適用が受けられます。薬局やドラッグストアなどで購入したスイッチOTC医薬品の領収書には、星印（★など）と説明文が印字されています。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、通常の医療費控除との選択適用となります。いずれか一方の適用しか受けられず、適用後は変更できませんので、ご注意ください。

※1「一定の取組」とは、特定健診などの健康診査・がん検診などの受診、インフルエンザワクチンの接種など

※2「スイッチOTC医薬品」とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局やドラッグストアなどで処方箋なしで購入できる市販薬（OTC医薬品）に転用された医薬品

～11月・12月診療分の医療費控除について～

所得税や町県民税の申告で、医療費控除の適用を受ける場合に、必要な提出書類の簡略化が図られています。これにより「医療費通知」を申告書に添付すると、「医療費控除の明細書」の記載が不要となります。しかし、申告開始前に届く「医療費通知」には10月の医療費までしか記載されていないので、11月・12月の医療費については、領収書をもとに「医療費控除の明細書」を別途記入する必要があります。

また、10月診療分までの「医療費通知」と、11月・12月診療分の「医療費控除の明細書」で医療費控除が受けられますが、医療費控除は、前年1月から12月までに実際に支払った医療費に限られますので、医療費通知と領収書の金額が異なる場合は、医療費通知の記載を訂正して申告してください。

～国民健康保険税の口座振替について～

口座振替制度とは、国民健康保険税（国保税）などをお届けいただいた口座から振替するものです。納付のたびに金融機関の窓口などに出向く必要がなくなり、便利で確実な納付方法です。

口座振替の手続きは、下記の必要なものをお持ちのうえ、JA高知県、郵便局、各銀行、高知県信漁連などの窓口でお申し込みください。

◆申し込みに必要なもの

- ・ 口座振替依頼書 ・ 預金通帳 ・ 通帳のお届け印 ・ 納税義務者のわかるもの（納税通知書など）
- ※口座振替依頼書は、黒潮町役場、黒潮町および四万十市内のJA高知県・郵便局・各銀行・高知県信漁連などの窓口にて備えつけてあります。

～新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について～

令和2年1月1日から12月31日までの適用期間が、令和3年3月31日まで延長となりました。

○お問い合わせ

セルフメディケーション税制・医療費控除について	本庁 住民課 住民税係	☎43-2816
国民健康保険税の口座振替について	本庁 住民課 収納係	☎43-2816
新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について	本庁 住民課 国保係	☎43-2800